

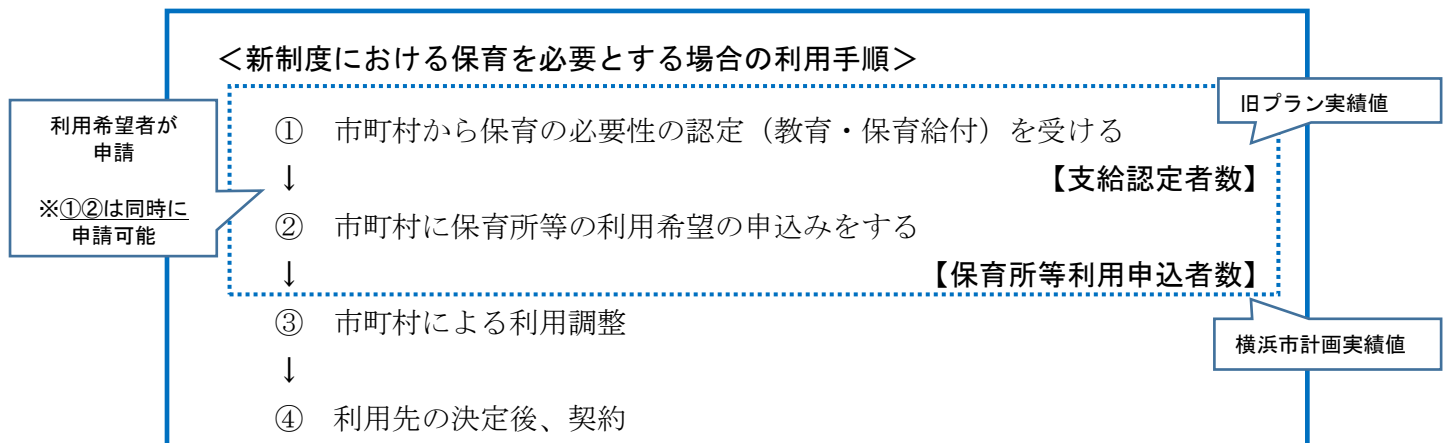
旧プランの点検・評価における課題
(2号・3号認定の需要量の実績値について)

旧プランの点検・評価は、各市町村の実績値の集計において、2号・3号認定の需要量における「特定教育・保育施設」の実績値を「支給認定者数」により確認していたが、横浜市計画の実績値と乖離があった。

○ 2号・3号認定の需要量について

2号・3号認定の「特定教育・保育施設」の需要量とは、認可保育所等の利用にかかるニーズとなる。

この実績値としては、認可保育所等の利用希望者とし、保育の利用手順（下記＜新制度における保育を必要とする場合の利用手順＞参照）により、旧プランでは、市町村による利用調整が行われる前の利用希望者として「支給認定者数」とした。



○ 横浜市の実績値について

- ・ 横浜市の子ども・子育て支援事業計画においては、2号・3号認定の需要量の実績値を「保育所等利用申込者数」を基に算出されていた。
- ・ 平成 29 年度及び平成 30 年度の旧プランの点検・評価において、県に提出された横浜市の「支給認定者数」と同市の「保育所等利用申込者数」を確認したところ、数値に乖離が生じていた。

(例：2号認定の「支給認定者数」の数値に対し、「保育所等利用申込者数」が 4,000 人～5,000 人程度減少した数値となった。)

- ・ 計画値に対する実績値の乖離の状況が県と市で異なり、適切な点検・評価結果とならなかった。

○ 「支給認定者数」と「保育所等利用申込者数」の乖離についての確認

保育の利用手順を踏まえると、「支給認定者数」と「保育所等利用申込者数」は、大きな乖離は生じないと考えられるが、例えば、支給認定は受けたが、保育所等の利用申込みをせず、認可外保育施設を利用することとなった場合に、支給認定のみが残る場合があり、市町村では、実務上、支給認定の取消しの申請がない場合は取消しを行わないことがあるとのことであった。（特に規模の大きい市では乖離は大きくなることが考えられる。）

このことから、「支給認定者数」には、認可保育所等の利用をやめた方も含まれる可能性がある。